

## 商店街再起支援事業補助金交付要領

令和2年7月15日決裁

(趣旨)

第1条 商店街再起支援事業補助金の交付に関しては、商店街再起支援事業補助金交付要綱(令和2年7月15日決裁。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(事業実施主体)

第2条 実施主体のうち商業者グループが申請を行う場合は、事業を実施する地域の商店街、市町村又は商工団体のうちいずれかの推薦を受けるものとする。

(状況報告)

第3条 要綱第14条に基づく状況報告に当たり、県は必要と認めた場合には、補助事業者に対して、遂行状況等を明らかにするために、関係書類の提示や現地調査などの調査を行うことができるものとする。

(事業の指導及び助言)

第4条 補助事業者の自主性を尊重し、事業の適正かつ円滑な実施を推進するため、県は必要に応じて、指導及び助言を行うものとする。

(補助対象外経費等)

第5条 要綱別表の1経費区分に規定する対象外経費は、次のとおりとする。

ア 間接的な経費

損害保険料、組織運営費、振込手数料、事務用機器・消耗品購入費など

イ 景品等

景品、記念品、賞品、食材等の材料費など

ウ 旅費、飲食費

正規職員の出張等に係る交通費、バス等借上料、飲食費、茶菓代など

エ その他知事が定めるもの

プリンター、パソコン、タブレットPC及び周辺機器(ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー等)等の購入費

(注)他の用途での使用(目的外使用)がないと判断できる場合には、補助対象となることがある。なお、補助金交付後に目的外使用が判明した場合は、補助金交付決定取消・返還の対象となる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、その都度、別途定める。

附 則

この要領は、令和2年7月15日から施行する。